

洗浄機（予備洗浄装置を構成するもの）の型式承認試験基準

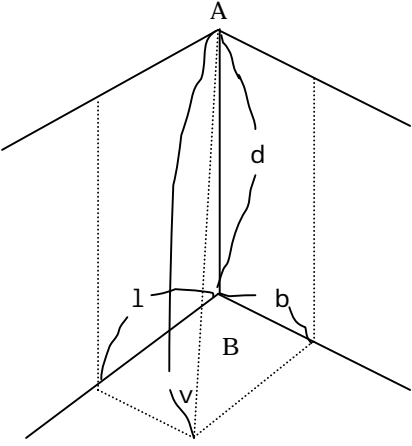
適用

海洋汚染防止設備等に関する技術上の基準を定める省令第22条第1項に規定する洗浄機の型式承認のための試験方法及び判定基準は、次に定めるところによる。

材料

危険物船舶運送及び貯蔵規則第275条により定める基準に適合する材料を使用することにより、有害液体物質に対して十分な耐食性を有する要件を確保すること。

外観検査等					
試験方法			判定基準		備考
1	1	外観検査 材料、構成、寸法、重量等を仕様書及び図面と照合して確認する。	1	1	仕様書及び図面どおりであること。
2	1	構造検査 分解し、構造を検査する。	2	1	各部が仕様書どおりの構造のものであること。
環境試験					
試験方法			判定基準		備考
1	1	塩水噴霧試験 タンク洗浄機に、 $+35 \pm 3$ の温度の塩水(20%NaCl溶液)を100時間噴霧する。	1	1	布によりふき取ることができないような、又は水により洗い落とせないような腐食が認められないこと。 耐食性が十分である材料を使用する場合は当該試験を適用しない。

性能試験				
試験方法		判定基準		備考
1	<p>射水試験</p> <p>1 使用する運転供給圧力範囲において、サイクル以上射水する。このとき、1サイクルの噴射量、サイクルの所要時間及び射水速度を測定する。射水速度 v は洗浄機を駆動させながら垂直方向に射水した時の水の到達高さ h とすると、$v^2 = 2 g h$ から算出するか、又は、洗浄機を駆動させながら水平方向に射水した時の水の軌跡から算出する。</p>	1	<p>1 運転供給圧力範囲の各圧力において、1サイクルの噴射量、サイクルの所要時間及び射水速度が仕様書どおりであること。</p> <p>〔参考〕射水速度 v は、 図1におけるタンクのコーナーA点を有効に洗浄するための次の条件に必要とするために求める。</p> $v = \sqrt{(l^2 + b^2 + 4d^2) / 2d \times g}$  <p>図1</p>	<p>この条件は、正の入射角により洗浄水が図1のコーナーA点に射水される条件である。</p>
2	作動試験	2		

	1	<p>1) ノズルを駆動させることにより、走査角速度を測定する。</p> <p>2) 作動の状況を表示する指示機を備え付けたものについては、ノズルを駆動することにより、作動状況の表示を調べる。</p> <p>3) ノズルを駆動することにより、1サイクルの軌跡を調べる。</p>		1	<p>1) 仕様書どおりの走査角度であること。</p> <p>2) 表示と作動の状況が一致していること。</p> <p>3) 仕様書どおりの軌跡をたどること。</p>	
3	1	<p>水圧試験</p> <p>洗淨水の内圧を受ける箇所につき、使用圧力の2倍の水圧を加える。</p>	3	1	<p>異状のないこと。</p>	
4	1	<p>高温水試験</p> <p>60以上の高温水を用いる洗淨機について、使用の予想される温度の水を運転供給圧力範囲において射水する。ただし、次の試験により代替して差し支えない。</p> <p>高温水中に洗淨機を入れ、洗淨機が、使用の予想される高温水の温度以上になった時にノズルを回転させるために必要なトルクを計測する。一方、常温、常湿における洗淨機のノズルを回転させるために必要なトルクを計測する。</p>	4	1	<p>作動が円滑であること。</p> <p>高温中と常温、常湿における洗淨機のノズルを回転させるために必要なトルクがほぼ同じであること。</p>	<p>高温水を用いる洗淨機についてのみ試験を行う。</p>